

令和元年度 第2回佐久市総合教育会議

日時：令和2年1月24日（金）

午後4時30分～5時40分

場所：佐久市役所議会棟全員協議会室

1 開会

（佐藤企画部長）

定刻となりましたので、ただ今から、令和元年度第2回佐久市総合教育会議を開会いたします。議事に入るまで進行を務めさせていただきます企画部長の佐藤でございます。最初に柳田市長からごあいさつをお願いいたします。

2 あいさつ

（柳田市長）

教育委員の皆さん本日は、令和元年度第2回佐久市総合教育会議にお集まりいただきありがとうございます。今回は、令和元年度の第2回目の会議となりますが「市が設置する防犯カメラの運用ルールについて」意見交換を行いたいと考えております。

現在、市議会やPTA連合会などから市に対し防犯の観点から防犯カメラの設置の要望をいただいております。学校等での設置も来年度に向け検討をしております。しかし、防犯カメラを設置にあたっては、プライバシーへの配慮などの課題もあることから、運用のルールづくりが必要であり、現在市長部局において、市が公共施設に設置する場合のルールづくりを進めているところであります。

本日は、この会議を通しまして学校での運用などについてのご意見をいただき、市としての運用ルールの策定につなげたいと考えております。最後に、より率直な意見交換の場となることを期待しまして、甚だ簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。

（佐藤企画部長）

続きまして、榑澤教育長からご挨拶をお願いします。

（榑澤教育長）

第2回の総合教育会議、よろしく申し上げます。佐久市教育委員会では、教育における継続性と新鮮さという2つの視点を大事にしているところであります。この後者については、教育が時代の変化に無関心であってはならないという発

想に立つものでございます。さて、本日の総合教育会議では、市全体の方針を受けながら、学校における防犯カメラの設置・運用に係るルールづくりについて意見交換をさせていただきます。まさに今申し上げました、教育が時代の変化、あるいは状況の変化といった方がよろしいかもしれませんが、この変化に無関心であってはならないという視点に立って、考えていきたいことでもあります。

一昔前は、学校に防犯カメラが必要という考え方は、基本的には無かったと思います。本県の学校は、どこも防犯対策で学校の周囲を高い壁で囲むというような選択はしておりません。名実ともに地域に開かれた学校づくりを進める中で、地域の教育力を存分にいただきながら、学校経営が進められているところであります。こうした中において防犯カメラの設置は、防犯対策として大いに期待できるものであります。しかしながら、その運用におきましては、プライバシーの保護を中心とした様々な配慮が不可欠であり、多くの目を重ねながら慎重にルールを整えていかなければならないと考えております。子ども達がよりいっそう安心して学校生活を送れますように有意義な意見交換ができればと思います。

(佐藤企画部長)

それでは、ここからは、意見交換とさせていただきます。意見交換につきましては柳田市長に進行をお願いいたします。

2 意見交換

(1) 市が設置する防犯カメラの運用ルールについて

(柳田市長)

次第に沿って、進めさせていただきます。まずは、市が設置する防犯カメラの運用ルールについて意見交換を行いたいと思います。意見交換に先立ち、これまでの経過、運用ルールの案を事務局から説明願います。

(土屋総務課長)

総務課長の土屋でございます。私から、防犯カメラ設置・運用に関するルールづくりについてご説明します。資料1をご覧ください。まず、経過についてご説明します。(1)の子どもを狙った凶悪事件の状況ですが、一昨年5月新潟市で、昨年5月川崎市で、11月には八戸市で児童等に起こっております。こうした凶悪事件の早期検挙等に防犯カメラの映像が貢献していることが多く、効果が世間に認知されることで、犯罪の未然防止にも期待できると言われています。

次に、(2)議会での一般質問と要望等の状況につきましては、ご覧のとおり佐久市議会一般質問におきまして、3人の議員から6回の質問がございました。

また、議会会派要望として平成31年度に、主要施策提言として令和2年度に向け提言書が提出されております。また、昨年8月には、市理事者と佐久市PTA連合会との懇談会におきまして防犯カメラ設置の要望がされております。

(3) 議会からの質問と要望に対しての市の考え方につきましては、アの防犯カメラは、事件や事故が発生した際の解決に大きな役割を果たしていること、事件や事故の抑止に一定の効果が見込まれることから有用な設備であると考えております。次にイですが、防犯カメラに対する期待は、さらに大きくなると考えております。またウですが、凶悪事件の状況を踏まえ、まず「子どもが事件に巻き込まれることが無いようにしたい」というのが市の願いであります。子ども達が、多くの時間を過ごす保育園、児童館、学校施設への防犯カメラの設置を検討していきたいと考えております。さらにエとして、設置にあたりプライバシーの保護、個人情報の保護の観点から、設置運用に関するルールづくりが必要だと考えています。今後新たに設置する場合は、運用ルールが整備されている状況が望ましいとし、ルールづくりについては、市民の皆さま、有識者など、市民参加型で丁寧な議論を重ね合意形成を進めていく必要があると考えております。

(4) その他につきましては、市長会の関係となります。まず、佐久市としまして、市町村が防犯対策の施策として街灯等に防犯カメラを設置する場合には、国等の財政支援がなく、自治体の大きな負担となることから、財政支援の要望を長野県市長会に提案し、北信越、全国市長会でも採択され、全国会議員、関係省庁等に要請されているところでございます。次にイですが、昨年8月に柳田市長がツイッター上で、監視されるような社会にしないために、防犯カメラに関するルールを決めたうえで「防犯カメラの設置」の賛否を問いました。賛成が84%となりましたが、その中では「条件を付した上で」という意見もありました。経過説明につきましては以上でございます。

次に2として市の取組状況でございます。(1)として防犯カメラ設置事業ですが、公立保育園、児童館、小中学校への設置について、来年度以降の実施計画に計上を行いました。詳細につきましては、資料2の1ページをご覧ください。なお、先ほど申し上げましたとおり新たに設置する場合は、運用ルールが整備されていることが望ましいと考えており、現在、ルールづくりを行っていることから、当初予算での計上は困難となるかと考えております。

(2) アとして「設置と運用ルールづくり」につきましては、現在、市が設置又は所管する施設の内、30施設において防犯カメラが設置されております。これらの施設ごとに運用に関する基準等が整備されております。資料2の2ページから5ページをご覧ください。2ページ一番左の欄「指定管理(無)」となっているものは、市が直接管理を行っている施設で、3ページ一番左の欄「指定管理(有)」は指定管理者による管理が行われている施設です。4ページ5ペー

ジにつきましては、現在整備されている、市役所本庁舎、議会棟の防犯カメラの設置及び運用に関する基準を添付させていただきました。なお、今回佐久市生活安全推進協議会に諮問しましたルールづくりに関しましては、公共施設への設置、運用に関することに限定しておりまして、公共的な場所である公園、道路等への設置は想定しておりません。資料1にお戻りいただきまして、イのルール作りについては先ほども申し上げましたとおり、行政だけで作るのではなく、市民の皆様をはじめ多様な立場の方々からご意見等を伺いながら、丁寧な議論を重ね合意形成を経て進めていく考えであります。資料2の6ページをご覧ください。佐久市生活安全推進協議会委員の名簿でございます。ご覧いただいたように多様な人材からのご意見をいただくこととなっています。次ページをお開きください。協議会への諮問書の写しを添付してございます。次ページお開きください。こちらは、その協議会で出していただきました意見と要望とそれに対する市の考えの一覧です。次ページお開きください。防犯カメラ設置に関して市の考えを整理したものです。プライバシー、個人情報の保護という観点を含み整理をさせていただいております。10ページをご覧ください。ガイドライン策定に向けたスケジュールでございます。本年度中に策定を目指しております。

資料3をご覧ください、生活安全推進協議会からいただいた意見等を反映させた、現段階でのガイドライン案でございます。朱書き部分が追加した部分で、3ページをご覧ください。第11条第1項第2号で、警察への捜査協力などは、文書による要請を基本としております。また、第3号では、緊急対応についても記載しております。説明は、以上でございます。

(柳田市長)

説明は以上でございますが、この後は少しフリートークとなります。どうでしょうか。この議論について少し耳に触れていたこともあろうかとも思いますし、防犯カメラには、側面として効果があるということ、その運用をどうしていくかということ2つのことがあるかと思えます。その効果、必要性、市民の期待というあたりからお話をお伺い出来ればと思えますがどうでしょうか。原委員さんどうぞ。

(原委員)

資料1の経過という中で、子どもを狙った凶悪事件というものが紹介されていて、私どもも存じ上げているところですが、教育委員会とすれば、子どもということに関しては、当然我々が責任を持たなければならないと思えます。

今、全体の説明を受けて、すでに相当の議論がなされており、ガイドラインにも協議会の意見も取り入れてあるということから、基本的には、私の個人的な立

場から言えば賛成であります。

先ほどから再三話が出ておりますが、運用をどうするかということが一番の問題だろうと思います。先日テレビで紹介されていましたが、ロシアから配信されているインセカムというサイトがあり、ここでは世界中の防犯カメラの映像が駄々洩れになっているという状況もあります。そういうことのないようにルールづくりをしっかりとやって、今の社会、先ほど教育長もおっしゃっていましたが、状況の変化が相当に激しい時代になっておりますので、我々としても子ども達を守るためにこの防犯カメラというのは、絶対に必要だと思えます。そのルールづくりをしていくのは、当然だということで大賛成であります。

(柳田市長)

ありがとうございました。萩原委員さんどうぞ。

(萩原委員)

同様であります。本当に学校は解放されたところで、どこからも人が入って来れます。そのため、私も現役時代には、日々どうやって子どもを守るのか、何かがあった時にはと、職員とよく話し合いをしました。子どもを守るためにもとても大事で、現代に生きる子ども達や私達にとって大切なことだと思っています。ルールづくりということでは、私がとてもありがたかったことは、中信地区でのことですが、朝来たら花火が学校に散乱していて、そこに一枚のレシートが落ちていました。深夜営業もしているコンビニのものでした。本当にローカルなところだったので、買った人がわからないか、今だったら見せてもらえないかもしれないかもしれませんが、ずっと以前のことなので監視カメラでその子が分かり、お父さんが謝りに来て、大事には至りませんでした。今だったら個人情報だと言われてしまうかもしれませんが、子どもを非行などからも守る点でも大事だと思えます。

しかし、付けたから安心ではなくて、同様に子どもの安全を考えていかなければならないと思います。また、今原委員がおっしゃったルールづくりも重要だと思います。それと、一つ、画像の管理について、管理という点で、教頭先生や職員に重荷がいったらいけないので、そういう点ではどうするのかなと思えました。

(柳田市長)

ありがとうございます。吉岡委員さんどうでしょうか。

(吉岡委員)

私も基本的には、二人の委員さんと同じであります。学校の安全ということ

を具体的に意識したのは、池田小学校です。それまでは先ほど教育長さんのお話にもありましたが、私が現場にいた時には、生徒指導の観点からカメラの設置ということが議論されたことはありました。ただ、あの池田小のことを契機にして、切羽詰まった危険が学校にもあるんだと、安心、安全でなければいけないということが連日テレビであり、かなりショックを受けたことを覚えております。その辺のあたりから世の中の皆さんの考え方も変わってきて、この経過にあるように捜査に協力というよりも、未然に防ぐというところが一番大事かなと思っています。他方、監視社会という言葉があって、これについての不安もとても大きいものがあります。20年ぐらい前だとかなり反対があって、監視社会は嫌だという議論がされたと思いますが、今、気が付くとかなりのところにすでにあり、違和感は覚えますが、それが究極の安心につながっているんだということも、皆さん理解しているところだと思います。ただ一方、申し上げるまでもなくプライバシーは、幸福追求の権利の基本でありますので、同じように大事なものあります。ただ、命は究極のものでありますので、その辺のところは折り合いをつけていかないといけないと思います。具体的には設置する場所、写される範囲、あとは提供をどのようにするのか、さらには、保管ということもあるかと思っています。

もう一つ、別の流れで開かれた学校ということがあるかと思っています。その観点を考慮することは必要ですが、次元が違うかなと思っています。カメラなどが付いていても十分開かれた学校にはできると思います。開かれた学校というのは、全部誰でも入ってきていいよということでは決してなくて、地域で学校を盛り上げていくためのシステムづくりをしようということです。その辺のところを補えば十分かなと思います。資料3にあるガイドラインは、ものすごく細かく、委員の方の意見を入れて案が作られておりますので、この方向でもっていきのいいのではないかというのが私の意見であります。

(柳田市長)

ありがとうございました。小林委員さん何かありますか。

(小林委員)

私も皆さんと同じで、一保護者といたしましては、大きな安心につながるのだと思っています。やはり外からの犯罪を防止するという点に関しては、学校は、子どもが離れて過ごす場所なのでとても親としては心配で、何かあったらと感じるところなので、とても安心に繋がるんじゃないかと思っています。

あと、一つ懸念されることとして、ガイドラインの方で皆さん議してくださっているんですが、例えば学校で問題があった時、何か物がなくなりましたといったことがあった時に、犯人捜しのようなことに使わないで欲しいなということ

です。それはなぜかという、学校の生徒と先生とで解決しなければいけない問題なので、防犯カメラがあるから、それを見れば盗っている人が見えるんじゃないかみたいなことに使わないで欲しいかなと思っています。あくまでも防犯のカメラということで運用していただきたいです。また、漏洩については、パスワードをちゃんとして扱っていただきたいなと思います。

(柳田市長)

ありがとうございました。この経過について説明で触れていますが、PTA や、学校現場の方から求める声もあったかと思います。これまでの経過の中で教育長が見ている中でどのような経過があったのかご報告いただけますでしょうか。

(棚澤教育長)

少し前置きをさせていただきます。私はブラジルの日本人学校に3年いたのですが、日本の学校は安全であるという太鼓判があり、私もそう思っていましたし、国中がそういう認識でいたかと思います。それに対してブラジルの日本人学校は、門番がいて、実弾の入った拳銃を持ったガードマンがいました。いつでもその拳銃を抜いて、もし犯罪が起ころうとすればそれを阻止するという役目を負ってもらっていました。現にその拳銃が発射されることもありました。という状況で学校は安全であるという認識がない国もあります。日本では、学校は安全であるという認識が当たり前であったのですが、それが、先程吉岡委員がおっしゃった大阪教育大の池田小学校の事件で大きく覆され、大勢の子どもたちの命が奪われてしまった大事件でありました。それ以来、学校の周りを塀で囲もうとか、防犯カメラの設置とか、当時は監視カメラという言い方もされたかと思いますが、盛んに話題になりました。学校現場にもその情報が降りてきて、地域の学校、私たちの学校、長野県の学校をどうしていくのかという議論が盛んにおこなわれた時期がありました。その中でも、塀を築くのではなくて、防犯カメラだとありがたいなということが出ていたかなと思っています。

この直近の所では、先程経緯の説明がありましたが、議会をはじめPTAの皆さんから、子どもたちの安心・安全が脅かされる現実が起こってきているということ、たまたま本県ではありませんが、近いところでも起こってきている、都会だけの問題でない、こういう中でぜひ防犯カメラをとという声は強く届いています。よって、設置の方向で動いているわけではありますが、それがぜひ実現して欲しいなと思っています。付随してルールづくりについては、慎重に、慎重に多くの目を重ねながら、それによって基本的な人権が損なわれてしまうようなことがないようにしなければいけないかと認識しているところであります。

(柳田市長)

ありがとうございます。この必要性については、一致ができる、共有できるどころかと思います。ルールということについて、先程のガイドラインの案について資料3の説明があったところではありますが、このカメラとして撮ったものがどう扱われるか、そこに絞って説明をしていただきたいと思います。誰が管理をしてどういう時に誰が見るのか、その辺りに絞り込んだ説明をお願いします。

(土屋総務課長)

資料3をご覧くださいと思います。2ページをお開きください。第6条でありますが、防犯カメラ管理責任者というものがございます。この管理責任者というのは、現在市の方で想定しているのは、課長級の職員と考えております。当然管理者、課長職が出張など不在の場合もありますので、それを補佐する者を第3項ですが、管理責任者が不在の時は、あらかじめ管理責任者が指定する職員をもってこれに充てるとしており、その補佐役を定めております。また、第7条でありますが、防犯カメラ取扱者を置くことができるとしてあります。そしてこの者が、記憶媒体の保管、閲覧、提供を行えるとしてあります。このようにあくまで取り扱いをできる者は、基本的に絞ってございます。指定された者以外は、触らないという考え方でございます。

そして、第8条におきまして、他に漏れることのないようにとし、第2項でログインパスワードも適宜に更新すること、ずっと同じログインパスワードということではなく、当然担当者が変われば変更し、そういう形で更新するとしております。

それから、画像等の保管については、第9条でありますが、短期間で保存保管をすることとし、最長1か月以内で必要な保管期間を定め、保管期間経過後は速やかに当該画像は消去、又は上書きとなり、記憶媒体の容量にもよりますが、画像が再生できないようにするとさせていただきます。

また、画像の閲覧については、一番下の第10条でございます。画像および記憶媒体の閲覧は、管理責任者が必要であると認める場合のみ行うとし、簡単に見えないようにということでございます。管理責任者に要請等があった場合や、見なければならぬ事態が発生した時のみ行うということでございます。それから目的外利用及び外部提供の制限として、先程説明させていただきましたが、法令で定めがある場合や、警察等への捜査協力、国または地方公共団体に提供する場合でも文書に基づき提供するというところでございます。第11条の1項3号の方では、学校で子ども達の命にかかわるような場合は、その場で見ないといけないということが想定されますのでここでそういった場合を規定しております。

そして提供をした場合が11条の2項でございます。提供年月日、時間、提供

先の名称など細かく記載をした台帳を作成することとなっています。ですから、いつ、どこで、誰に画像を提供したか、管理者の方ですぐにわかるようになっております。また、第3項では第3者へ画像の無断提供を行わないとしており、さらには4号で目的を達成した場合は、返却又は画像の消去を行うとしております。このような形でかなり細かく規定をして管理を徹底しようとしております。

(柳田市長)

資料2にある公立保育所、学校等防犯カメラ設置事業、これを実施計画で上げております。公立保育所、児童館、小中学校、この場合の管理責任者は誰になりますか。課長級の職員というのは誰になるのか、その4施設についてお願いします。

(土屋総務課長)

公立保育所につきましては、園長、副園長、それから保育主任までが管理監督職員としてその施設におります。それから児童館につきましては、子育て支援課長が課長職としており、当然そこに児童館長さんがいますので、その児童館長からの連絡に基づいて子育て支援課長が判断を下すという形になるかと思えます。学校につきましては、当然校長先生がおりますので、校長先生が管理者になると想定しております。また、補佐役としては、教頭先生がいらっしゃいますので、校長先生、教頭先生が二人ともいないということは考えられないかと思えます。

(柳田市長)

今日の議論の中では、この事業が念頭になるかと思えますので、この場合どうなるかを参考でお聞きしました。また、併せてお聞きしたいのが、3ページの11条第2項、警察への捜査協力ということで、文書による要請等を受けた時とあります。警察の場合は、この文書はなんという文書になるのか説明をお願いします。

(土屋総務課長)

警察からの依頼につきましては、刑事訴訟法の第197条第2項によりまして、捜査の協力を求めることができるということで、依頼文書としては「捜査関係事項照会書」といものがこちらに届きます。それによって防犯カメラ映像の閲覧を許可するという形になります。

(柳田市長)

そうすると、例えば今の話校長先生の場合は、警察署から捜査関係事項照会書

という文書が来た時に映像を見せてもいいですよということですか。

(土屋総務課長)

そうです。

(柳田市長)

第11条の2項において、国又はその他の公共団体が文書で照会を出すという場合は、私の記憶だと人が行方不明になった時に北相木村かどこかに設置しているカメラを、市又は警察から求めて見たというケースがあったかと思えます。その時の手続きはどうだったのでしょうか。

(土屋総務課長)

担当課ではなかったのですが、文書を出したかどうかは分かりませんが、市から北相木村さんに行方不明者の命にかかわるという状況をご説明させていただいて、提供いただき、そういった中で行方不明者を発見できたという事例はございません。

(柳田市長)

そうすると、今イメージしているのは、例えば学校で何か事件事故があった時にこの捜査関係事項証明書が来た場合に校長先生が対応するということは、あまり違和感はありませんが、例えば学校が関係なくて行方不明者があった場合に、このような照会書が来た場合には提供するということになりますか。

(土屋総務課長)

老人の徘徊などという状況の中で、たまたま防犯カメラの前を通った形跡がある場合に、当然映っている可能性があれば、捜査依頼協力が出ると思えますので、それについては提供をさせていただくという考え方であります。

(柳田市長)

つまり学校が直接関りを持っていない、事件、事故でも警察から文書が出れば対象になる。あるいは自治体から依頼、佐久市もお願いする立場になるかもしれませんが、そういった時にこのカメラに映っているものは提供することになるということでもあります。ルールについて、私なりに感じたことの疑問点について確認をしたところです。皆さんの中でこのルールについて重ねて確認することがありましたらお願いします。

(原委員)

今の11条の管理責任者が判断して提供するか決めるということですが、教育委員会としては、事件があった場合には報告があると思うんです。しかし、最終的にその情報を提供して良いのか悪いのかは管理責任者が決めるということになると、教育委員会として果たしてどうやって携わっていただけるだろうか、そこが少し疑問なんです。例えば、もし警察からの文書が来た時には強制力があるのかなのか、もしあるとすれば仕方がない面もあるのですが、完全な強制力はないのだけど、単純に校長先生なら校長先生の管理責任だけの判断で出しているのか、例えば我々教育委員会が、それは出したらまずいぞと思うことがあって、でも管理責任者が出してしまった、出しますと言ってしまえば我々は手が出せなくなります。それが少し疑問に思います。

(柳田市長)

まずこの場合、教育長どうなるとお考えですか。

(榎澤教育長)

実は私もその辺については、少し注意しなければいけないなと思っていましたので、発言が重なるかもしれません。2ページの第7条の2項取扱者は、管理責任者の指示に従い画像および記録媒体の保管と書かれていますが、この保管はいいと思います。ところが次の閲覧というのは、何か事態が起こった時に、必要があって行う行為だと思いますので、閲覧については気を付けなければいけないなと思っていました。その次の提供等を行うということについては、後に出てくる依頼があって、それに対して対応するということがあるのですが、全て管理責任者の指示に従っています。管理責任者の判断というものが、もし私が校長の立場になったとすると、ちょっと責任重大過ぎて危ういなと思うところもあります。そのことから、原委員の心配されることと重ねて、教育委員会の了解を得るとか、もちろん報告は当たり前がこの件でなくてもするのですが、了解を得て行動をするということが、一つ要件として入ってくるとだいたい校長としてもほっとするだろうし、教育委員会も責任ある立場でそれはすぐに情報提供しなさいと判断をすることもできると思います。これはスタンダードな色々なところで使えるガイドラインだと思いますが、学校バージョンになった時には、実際に管理責任者には校長がという文言が入ってくるかと思いますが、そこには教育委員会にも了解を得てというフレーズが必要になってこないといけないなと思っていました。第10条にも同じようなことがありまして、2ページの一番下ですが、画像記録媒体の閲覧は、管理責任者が必要であると認める場合のみ行うとあります。校長が必要だと認めれば画像記録媒体の閲覧が変な言い方をすれば

どんどん出来てしまうということでもありますので、ここはやっぱり教育委員会が関わらなければいけないと思います。

(柳田市長)

この場合は管理責任者が権限を持つことになっていて、管理責任者がいなかった場合には、それに代わる者が行うことになっています。緊急を要する場合には、校長がこういった態度をとると想定しているのか教えてください。

(土屋総務課長)

緊急の場合としては、児童が学校からいなくなったような場合、どの方向に行ったのか確認する場合も在りうると思います。また、凶悪な犯罪に巻き込まれた場合に一刻の猶予もないという場合を想定して、この3号を追加しております。早期に動かないと子どもの命が危ないというような場合を想定して、作ったものであります。

なお、先ほど原委員さんからもございましたが、捜査関係事項照会書への対応は任意でございます。任意ですが、その後に刑事訴訟法218条第1項による裁判官が発する令状が出ますので、それを任意で断るということは、なかなかできないと思われまます。

(柳田市長)

急に難しい話になってきましたが、捜査関係事項照会書以外に誰が発行するどんな書類が出るのでしょうか。

(土屋総務課長)

刑事訴訟法218条第1項による裁判官が発する令状、捜索差押許可状というものが出ると任意ではなく、差し押さえ執行となります。

(柳田市長)

それは強制力があるということで分かりました。では話を戻しまして、実際に急ぐ必要があるといっても、私が思うには、その方校長先生が独断でやるというよりは、私の想定ではいったんは教育委員会に電話してこういう事態があるけど、そうしたらいいのか協議するのが自然に感じます。皆さんはどう思いますか。

(土屋総務課長)

校長先生が教育委員会に相談をしてから決めたいという場合も想定されますので、その辺は、各施設の中での運用に盛り込んでいただければと思います。

(柳田市長)

原委員さんどうぞ。

(原委員)

一つよろしいでしょうか。よくテレビや何かを見ていて思うのですが、何かあった時に一般の方は「教育委員会は何をしているんだ」と、学校で何かあった時に私自身も思う時があります。そうすると私どもの知らないところで、管理者がいいですよと出してしまったという時に、教育委員会は知らなかったということになってしまうと、我々としても責任が取れなくなってしまうということになりかねないと思います。そんな心配があって、やはり我々も知っていないとまずいと思いますし、最終的には、土屋総務課長のお話ですと、最初は任意だけですが、その後裁判所の令状が出るということであれば、任意でなくなってしまう、提供しなければならない、それはいいと思うのですが、警察なり、裁判所がそういう判断をしたのですからいいと思います。少なくともそれを教育委員会が事前に提供するということが知らないことはやはりまずいなと思います。

(柳田市長)

今のお考えは、強制力があるものに関しては従っていいだろうと、強制力があるというはすごく手続きが重ねられ、強制力を執行するには、すごいハードルがありそれを超えてきているからそれはそうだろうと私も思います。

この議論をするのに過去において佐久市に対して捜査関係事項照会書が出たことはありますか。

(土屋総務課長)

本年度でございますが、佐久市役所本庁舎の関係で1件、それから公園緑地課が管理します市民交流広場の関係で1件、捜査関係事項照会書がでてございます。今のところ令和元年度については2件という状況でございます。

(柳田市長)

これはかなりプライバシーや警察情報ということもあるので言える範囲でいいのですが、その時内部的な議論としては、管理者となる人が一人で判断しているのか、協議しているのかは分かりますか。

(土屋総務課長)

財産管理者である部長と協議した上で回答を出しているとのことでした。

(柳田市長)

管理者は課長級だけど、実際は部長級と協議した経過があったということです。実際に校長先生に権限があるけど、教育委員会への協議、合議というものが
必要ではないかなという意見もありましたし、原委員さんのお話の中で、その中
で、教育委員会というものが関りを持つ必要があるのではないかと指摘も
ありました。どうでしょう、シビアな状況、こんな事態もあるのかということも
感じたと思います。色々なシミュレーションをしてみる中においてこの管理責
任者がどういう判断をしていくのか、吉岡委員さんどのように感じましたか。

(吉岡委員)

基本的には、原委員さんと同じです。その前にこういった場合は、極めてまれ
な場合なので、日常的なことを確認したいです。学校で正門の所につけたりする
と、ずっとつけっぱなしでいいんですよ。それでハードディスクか何かで容量
がいっぱいになればそれを交代して、こういう特別な場合でない限り見るこ
とはないということでもいいんですよ。よくテレビや何かで見かける、モニターか
何かで映っているのをカードマンのような人が見ているというのではなく、む
しろそういうことをしてはいけないということですよ。特に閲覧ということ
では、学校の現場にあるとすると、そういう係になったとしても変な話ずっとほ
っておいて、いっぱいになったら取り換えて保管して期間が過ぎたら消去作業
ということを取扱者が管理者の指示のもとにするということですよ。それを
確認したいです。

(土屋総務課長)

一般論で言いますと今一番多い方式は、例えば一週間で上書きがされていく
というものとなります。ですから当然、何もなければ見ないという状況になりま
す。

(柳田市長)

モニターはあるのですか。

(土屋総務課長)

モニターはあるものかないものがあるかと思いますが、モニターがあったと
しても着けなければいいということになります。

(吉岡委員)

閲覧時に見れば良いということですね。ドライブレコーダーのように上書きされていくということであれば、保管もここにある最長1か月以内というのは、例えば、1週間、2週間でどんどん上書きされていくからいじらなくていいということで、記憶媒体を外してカギのある保管庫に入れるといったことも必要ないということですか。

(土屋総務課長)

通常はいいと思います。ただ、市の方には古いものもいくつかありますので、そういったものへの対応ということでこういった書き方をしております。普通はハードディスクが上書きされていきますので、操作をする必要はないと思います。

(吉岡委員)

それを前提として、10条を見ると、管理者が必要であるというのは、次のページの11条の1項第3号よりも緩やかな場合だと思います。緊急かつやむを得ないという条件は第3者への提供だから厳しくしているけど、その内部の者、管理者が見る分には緩い要件である必要である場合ということだと思いますよ。そうするとこの必要であるというのは、すごく広くて、ある意味では広くなくて困る、先程のように3時間目に子どもがいないとなった時にひょっとして出ていったかもしれないとなれば、正面玄関の所にあるから見てみるかと、そういうことをこれはイメージしているのではないかと思います。そうすると、ある程度緊急かつやむを得なくて、身体生命に差し迫った危険がある場合ではない、もう少し緩やかな要件というものが必要であり、そうするとその必要であるというのを管理者が判断する時には、これは通常の運用だけど、電話一本教育委員会へもとなるはずで、再三出てきていますが、そうでなければ困ると思います。ただ、逆に校長先生と教頭先生が出張でいなかったときに、他の人が見れないということもあるのではないかと思いますので、そんな時には電話一本で教育委員会、教育長に委任するのだと思いますが、教育長がいいと言えればいいし、教育長が不在であれば、組織的に次の人がいますから、そういうふうに両面からあるということを整理しておいた方がよいのではと感じます。学校現場というのは、人が少ないから校長先生も忙しくて会議などでいないこともあります。そういうことを考えることに一工夫と、必要であるという表現は、果たしてアバウトに広くていいのか、このくらい広くないとさっき言ったような行方不明のような事例には対応できないということもあると思います。管理者は、校長先生と教頭先生だけでは、逆に困る場合も在りはしないか教育委員会が関与している方が柔軟ではとそんな感じがします。

(柳田市長)

今のはどうなるのでしょうか。子どもが出ていったような場合、防犯カメラに映っているかもしれないから見てみようとなった時は校長先生が見てもいいと判断したら私は見てもいいと思いますが、それは出来ますか。

(土屋総務課長)

可能かと思います。

(柳田市長)

今、吉岡先生が言った校長先生がいなかった場合、代理となる教頭先生もいません、その時に子どもが出ていったこの時は、例えば電話等で確認が取れば見てもいいのか、あるいはそれは電話ではできなくて確認が取れないということになるのか、それはどうなるのでしょうか。

(土屋総務課長)

ガイドラインにつきましては、運用の基準を示すものです。当然学校などの施設基準などとそぐわない部分はどうしても出てくると思います。14条をご覧くださいと思います。管理責任者はこのガイドラインに基づき施設等に合わせた基準を作成しなければならないというところで、電話で済ませる場合も当然ありうると思います。想定されるものをガイドラインを基に施設ごとに基準を作っていたらいいと考えております。

(吉岡委員)

そうすると、学校で考えると教育委員会でなく学校ごとにそれぞれ基準を作ることになりますか。

(土屋総務課長)

施設の規模にもよりますが、教育委員会で作った方がいいのか、学校ごとに作った方がいいのか、その辺は議論が必要だと思います。

(吉岡委員)

最終的には学校管理者が判断するのでいいのだと思いますし、学校ごとというよりも、ひな型を教育委員会で校長会なりで示して、プラス先程来話が出ていますが、教育委員会が何か関与するような工夫が必要かなと思います。

(柳田市長)

この会議体においては、決定するという事ではないので、学校ごとに作るの
は良しとしても、教育委員会の皆さんでひな型を作ることも一つのアイデア
だということでご指摘があったかと思います。今の話の中で、少し思ったのは、
小林委員さんが言った「子どもの犯人捜しはしたくない、そのために使いたくない」
というお話がありました。しかし校長が必要だと思ったとすれば見れるわけ
ですよ。どうでしょう。

(土屋総務課長)

運用を作る側とすればそれはやってももらいたくないなと考えています。学校
外に子どもが出てしまったような命の危険が想定される場合などが可能かと思
います。曖昧ではありますが、子どもの犯人捜しのようなことには使わない方が
よいかと思います。

(柳田市長)

これはガイドラインであるので、詳細な運用については施設ごとに決めると
なっていることからその辺の議論は必要かと思います。少し話を戻して、警察か
ら依頼が来た、照会書が出た場合に校長先生だけで判断していいのか、きっと教
育委員会にも照会があるのではないかと想定できます。しかし、その場合におい
ても教育委員さんは常駐ではないので、関りを持つのか持たないのかというこ
ともあります。一方で警察から照会が来ていて忙しいという場合は、教育委員会
を開く暇がないという時もあるかもしれないということもあります。教育委員
会の召集権は教育長ですか。緊急で集めることはできるのでしょうか。例えば夜
の10時だけど今から開きたいということ出来ますか。

(木内学校教育課長)

出来ます。

(柳田市長)

そうなった時に、教育委員会の皆さんが、集まるということは出来そうですが、
一方で、校長先生、教育委員会事務局、教育長は常勤でいますので、緊急性のあ
る時にどのように取り扱うのか、教育長までで決定をして、その後報告をする、
協議するといった方法もあるかもしれません。この辺りについて教育長のお考
えはどうでしょうか。

(棚澤教育長)

ことが急を要する状況であるならば、一報を教育委員会事務局に連絡を入れてもらって、私の判断で動かなければいけないのではないかと思います。そして、今までもそうですが、当然のことながら共有しなければいけないことについては、全教育委員にメールでお伝えをするといった方法も取っています。若干のタイムラグは生じますが、それでいくしかないかなと思っています。いずれにしても、私も含めて教育委員会が何も知らない中で大事なことが動いているというのは避けたいと思っています。

(柳田市長)

原委員さんからの問題提起だったかと思いますが、今の議論をお聞になってどう思いますか。

(原委員)

今、メール配信サービスがあって、現に緊急のような場合は我々の所にも連絡が来ます。先ほど市長がおっしゃっていたとおり緊急を要するような場合には、教育長の判断で行うというのは、これは全く問題がないと思います。後でこうなりました、こういう状況なのでこうしました、と報告していただければ問題ないと思います。

(柳田市長)

教育長をトップとする教育委員会事務局で実際のところは決定されることになるとと思いますが、教育委員の皆さんには何らかの方法で報告をするということもあり得るのではないかと思います。そのルールは教育委員の皆さんでお決めになればいいですが、こういうことを書き込むとなると、性格としたら何に書き込むことになりますか。校長が決めるのですが、合議をかけた方がいいのでは、協議した方がいいのでは、それと教育委員さんへの報告といったこの辺のルール作りは、どこに書くことが馴染むのでしょうか。

(総務課長)

それぞれの施設の基準で書いた方がいいかと思います。それぞれの施設にも特徴があるかと思います。どうしてもガイドラインの中では対応できない部分もありますので、それぞれの施設の基準の中で書き込むことになるかと思います。

(柳田市長)

教育長を中心とした5名の教育委員の皆さんがどう関わっていくのかということについて、報告するといったこともルールづくりにおいて必要ではないかと思えます。

それと、私が感じたことですが、このガイドラインというもの、あるいはガイドラインにぶら下がってくる施設等に合わせた基準を作成しないといけないということは、このガイドラインができた時、基準を作った時の校長先生は、すごく責任が重いなど、保育園の園長先生もそう思うと思えます。これをずっと5年経っても、10年経ってもきちんと引継ぎができるものかなと思えました。作った時はこういった話をしてやりますからいいのですが、そういった鮮度を保つ方法というのか、しっかりと自分にはそういう責任があるんだということを認識していくということについては、課題ではないかと思えました。

全体を通じて皆さんどうでしょうか。今のルールづくりということは重要、カメラをつけることは必要、色々な役割があるからいいじゃないか、もう片方でルールはしっかり作らないといけないということで、少しルールについて踏み込んだ議論をしたところであります。様々な状況なども考える中で、残された議論、あるいは疑問点、問題提起等あればお聞かせいただければと思います。どうでしょうか。

(吉岡委員)

今の最後の指摘のところがとても大事で、学校管理者がこの14条に従ってA校の校長が作った、B校の校長が作ったとなった時に、このガイドラインの14条に基づいて学校管理者が作る基準の要領みたいなものを教育委員会規則で定めることになるんじゃないかと思えます。教育委員会としてそれを決定していく、そうすると個人的な引継ぎどうのこうのではなく、初めての校長にも配ってこういうものだなとなるんじゃないかと思えます。学校独自の部分もあり、庁舎とかとは違うのでガイドラインに全部そういったことを入れるのは難しいかと思えます。14条に従って校長が作る場合の要領みたいなものを、教育委員会規則の中で定められるのではないかなと思えます。

(柳田市長)

全体を通じて何かありますでしょうか。荻原委員さん。

(荻原委員)

質問ですが、これを校長、学校におろしていくおろし方、校長もどんどん変わっていくので、説明はどのようにやるのかお聞きしたいのです。

(土屋総務課長)

現在ガイドラインについては、審議中でございますが、私どもの想定では、庁内については庁内ネット上の共有書庫で情報を共有することになると思います。そのうえで説明会をしておろしていくということを想定しています。

(荻原委員)

ぜひ説明会で、具体を述べながら説明していただければと思います。玄関で何かを飲み込んでしまったという事例も実際にありました。カメラがあればすぐ見て、命にかかわることもありうるので具体を示しながら丁寧に説明していただかないと、それぞれ受け取る感じも違うのでお願いします。

(柳田市長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。この会議は何かを決定する会議ではありませんが、課題の共有をさせていただければと思います。

一点とすれば、管理責任者が実際に情報提供するときの、教育長、あるいは教育委員会との協議というものはどうなってくるのか、教育委員への報告というものがどうあるべきか、これらのことは少し議論を深めた方がいいかという印象を受けました。

そして、もう一つは、第14条での基準作りということでもあります。学校ごとで作るわけですが、ひな型というようなものは市教委が関りながら作っておくことも必要ではないかということがありました。

また、校長先生なり、園長先生といった管理責任者の任務の明確化、自分はどういう責任を持っているのかということを確認してもらわなければ、このルールが正確に運用できませんのでそういったところの整理は必要なのかなという印象を持ちました。

この会議体は決定する場ではありませんので、座長として感じたところをまとめさせていただきました。

時間も予定していた時間をだいぶ過ぎております。今後については、教育委員会定例会、あるいは協議会、教育委員会事務局の中での議論も出てくるかと思えます。最後に教育長から、様々な議論となりましたが、全体のまとめとして何かございましたらお願いしたいと思えます。

(榎澤教育長)

いずれにしても防犯カメラが設置の方向で、いよいよ具体的にことが進むなと感じており、ありがたいことだなと思っています。正式に予算化というこ

とではありませんが、大きな方向が前に進んでいるなど感じております。

今日の会議をとおして市長の方から大きく3点ほどの課題、もしくは、はっきりさせておいた方がいいことを示していただきました。二つ目の学校ごとに基準を作るんだけど、そのひな型は教育委員会でという整理でありましたが、私は基本的には、学校ごとで加えなければいけないような要素はほとんどないかなと思っています。教育委員会でのひな型ですが、およその形は固めてそれを学校におろしていくというのが現実的だと思っています。どういう場所にカメラを設置するか、学校の施設設備、構造によって違ってくる可能性はありますが、取扱い管理の仕方等については、学校ごとに色々違いがあってはいけないとも思いますので、きちんとしたスタンダードを作って、それを学校におろしていきたいと思っています。また、委員各位のご意見をお聞きしながら進めていきたいと考えております。

また、市長がご懸念されていましたが、校長から校長へ、あるいは教頭への引継ぎということについてはこの件に限らず、教育委員会の指導力の問われるところかと自覚をしております。色々とうございました。

(柳田市長)

長時間にわたりまして、協議いただきありがとうございました。これらの議論につきましましては、今後の教育委員会定例会、あるいは協議会等で話題にするときは参考にしていただきたいと思います。

また、このガイドライン作りにつきましましては、担当課、総務課ですが本日の協議についても参考にしていただきたいと思います。

それでは、意見交換については以上で終了とさせていただきます。

4 その他

(佐藤企画部長)

全体を通しまして、何かご意見、ご質問等ございますか。

(特になし)

(佐藤企画部長)

それでは、本日の会議日程は全て終了いたしました。これにて閉会します。ありがとうございました。